

災害に関する協定を
締結しました



株式会社ホンダ東京西と「災害時における自動車の貸与に関する協定書」を締結しました。この協定により、災害時に災害支援助物資や要配慮者などを輸送する車両を確保することができ、防災力が強化されます。

市議会本会議の様様を
インターネット(録画)で
配信中

12月定例会議の本会議の様様を配信しています。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

総合教育会議を
開催します

「あきる野市教育基本計画(第3次計画)について」などを議題として開催します。

▽日時 2月8日(火) 午前10時から

▽場所 市役所別館第1会議室

▽その他 傍聴を希望する方は、午前9時40分までにお越しください。

●当日は、検温、マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。

●過去の資料などは、市ホームページでご覧いただけます。

▽問合せ 企画政策課

るのヘルパー研修
(介護に関する入門的
研修)受講者募集



介護分野での就職を希望する方に向けて、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な知識・技術を学ぶ研修を実施します。

本研修を修了された方は、「るのヘルパー」として市内訪問介護事業所で働く資格を得ることができるとともに、都などが行う研修を受講する際に、研修時間の一部が免除される場合があります。

●研修最終日には、市内介護サービス事業所が参加する「就業説明会」を行います。

▽日時 3月7日(月)・8日(火)・9日(水)・14日(月)・15日(火)(全5回) 午前10時～午後3時

●電子申請：市ホームページの「電子申請」から申し込んでください。

●スマートフォンから電子申請される場合は、次のコードからアクセスしてください。

▽問合せ 保険年金課後期高齢者医療係

▽問合せ 高齢者支援課介護係
▽場所 市役所5階会議室
▽内容 介護の基本、介護・福祉サービスの理解、認知症の理解などに関する講義、キャリア形成に関する講義など
▽対象 市内の介護事業所や施設で、介護分野の就労を希望する方で、5日間全ての研修を受講可能な方
▽定員 10人(抽選)
▽持ち物 筆記用具
▽費用 無料
▽締切り 2月10日(木)まで
▽申込み方法 申込み用紙：高齢者支援課か五日市出張所などの窓口で配置している申込み用紙に必要事項を記入の上、郵送か窓口で申し込んでください。
※申込み用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

後期高齢者医療制度の
被保険者へ「医療費等
通知書」を送付します

お手元に届きましたら、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認ください。

▽発送時期 1月下旬
▽対象月 令和2年9月～令和3年8月
▽対象 対象月内の医療費などの合計金額が5万円を超える月がある方
※確定申告で医療費控除を受ける方は、医療費等通知書を「医療費控除の明細書」として使用することができます。

▽対象月以降(令和3年9月～12月)は、お持ちの領収書で明細書を作成する必要があります。

▽問合せ 保険年金課後期高齢者医療係



申請コード

「眼の障害」で2級か3級の
障害年金を受給されている方へ
「眼の障害」の認定基準が一部改正されました

1月1日から、眼の障害の障害認定基準が改正されました。眼(視力、視野)の障害で2級か3級の障害年金を受給されている方に、日本年金機構から「眼の障害」の認定基準改正の案内を送付しています。該当する場合は、早めに額改定請求の手続きを行ってください。

※増額改定される場合は、請求月の翌月分からです。

▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428-303410)、保険年金課年金係



「障害基礎年金」をご存じですか
市役所で予約相談を実施しています

障害基礎年金は、病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになったときに、一定の要件を満たすことで、現役世代の方でも受け取れます。請求前に要件などの確認がありますので、「予約相談」を利用してください。

初診日(障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日)に加入していた制度により、受付が年金事務所となる場合があります。

▽対象 初診日が国民年金の被保険者期間にある方
※20歳前(年金制度に加入前の期間)、60歳以上65歳未満(老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除く)に初診日がある方も含まれます。
※厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある方は、「障害厚生年金」の対象です。

▽支給要件 次の全ての条件を満たすこと
●障害の状態が、国民年金法の障害基準(1級か2級)に該当すること
●初診日の前日において、保険料の滞納期間が被保険者期間全体(初診日の月の前々月までの期間)の3分の1を超えないか、直近1年間(初診日の月の前々月までの期間)に保険料の滞納がないこと(初診日が20歳前の方を除く)

▽年金額(令和3年度)
●1級：97万6125円
●2級：78万9000円

▽子の加算額 生計を維持している18歳に到達する年度未までの子(20歳未満で障害基準が1級か2級に該当する子)がいる場合は、子の数に応じた加算額が支給されます。

●1人目・2人目の子：各22万4700円(年額)
●3人目以降の子：各7万4900円(年額)

▽予約相談受付・問合せ 保険年金課年金係、障害厚生年金の相談は青梅年金事務所(☎0428-303410)

市の計画(案)などに対する意見を募集します



第5次あきる野男女共同
参画プラン(案)

市では、全ての方が、性別や年齢、国籍等にとらわれないこと

あきる野市耐震改修促進
計画(案)

現行の計画期間の満了と「東

なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭・地域・職場等のあらゆる分野に責任を持って参画し、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができるとともに、男女共同参画プランの策定を進めています。

されたことを受け、計画内容を改定し、令和7年度までの耐震化の目標や施策の方針を定めま

す。

▽重点的に取り組むべき施策
●住宅の耐震化
●民間特定建築物などの耐震化
●市所有の防災上重要な公共建築物の耐震化

●特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○各計画(案)などの閲覧場
所 各課窓口、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市

出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

○意見の提出方法など 2月4日(金)(消印有効)までにA4用紙などに意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付してください。(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます。)

※直接窓口へ提出する場合：午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜を除く)

○その他
●電話や窓口での口頭による意見の受付はしません。
●提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概

要などを公表します。個別に回答はしません。

○提出・問合せ
●第5次あきる野男女共同参画プラン(案)に関すること：企画政策課(直通558・1261、FAX558・1113、010101@akiruno-infotok.yo.jp)
●あきる野市耐震改修促進計画(案)に関すること：都市計画課住宅係(直通558・2026、FAX558・1179、060101@akiruno-infotok.yo.jp)

※提出先住所：〒197-0814 二宮350